

事務連絡
令和8年1月9日

関係機関の長 殿

愛媛労働局労働基準部
健康安全課長
(契印省略)

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正等について

日頃から安全衛生行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止につきましては、厚生労働省による令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」にて示されていたところ、技術動向等を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正されましたので、周知につきましてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。